

庄内広域水道企業団庁舎防火管理規則をここに公布する。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長

庄内広域水道企業団規則第16号

庄内広域水道企業団庁舎防火管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）の用に供する庁舎（企業団の用に供する土地、建物及びこれらの従物をいう。以下同じ。）の防火管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(防火管理者)

第2条 庁舎の防火管理に当たるため、防火管理者を置く。

2 防火管理者は、各庁舎において事務を行う課等の長をもって充てる。

(火元管理責任者等)

第3条 庁舎の事務室その他の室及び湯沸室その他の共用部分（以下「各室等」という。）に、火元管理責任者及び副火元管理責任者を置く。

2 火元管理責任者及び副火元管理責任者は、各庁舎において常時勤務する職員のうちから防火管理者が指定する者をもって充てる。

3 前2項の規定にかかわらず、会議室を使用する場合における当該会議室の火元管理責任者は、その使用責任者とする。

(自衛消防隊)

第4条 火災その他非常事態発生時における被害を最少限度にとどめるため、庄内広域水道企業団庁舎自衛消防隊（以下「自衛消防隊」という。）を設置する。

2 自衛消防隊の組織の編成、任務及び実施要領その他自衛消防上必要な事項は、別に定める。

(防火管理者の職務)

第5条 防火管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に定めるほか、次の職務を行わなければならない。

(1) 消防計画を作成すること。

(2) 消火、通報及び避難の訓練を実施すること。

(3) 消防用設備等の点検及び整備に関すること。

(4) 電気機器及び火気等の使用又は取扱いについて指揮及び監督をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務を行うこと。

(火元管理責任者等の職務)

第6条 火元管理責任者は、その責任に属する各室等の防火管理について、次の職務を行うものとする。

- (1) 電気機器及び火気等の使用又は取扱いについて、実地に指導及び監督をすること。
- (2) 建物、火気使用設備器具、電気設備及び消防用設備等の日常の維持管理をすること。
- (3) 常時、電気機器及び火気等の安全を確認すること。
- (4) 地震時における火気使用設備器具の安全を確認すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な措置をすること。

2 副火元管理責任者は、火元管理責任者を補佐し、火元管理責任者に事故があるときは、その職務を代理しなければならない。

(当直員の職務)

第7条 当直員は、庁舎の内外を定時に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を日誌に記録し、防火管理者に報告しなければならない。

(職員の義務)

第8条 庁舎に常時勤務する職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 庁舎において火災を発見した場合は、直ちに消防機関及び防火管理者に通報するとともに、他の職員と協力して初期消火に努めること。
- (2) 勤務時間外において庁舎に火災が発生したことを知ったときは、速やかに登庁し、上司の指示を受け、消防活動に従事すること。
- (3) 防火に関する知識及び技術の習得に努めること。

(点検検査)

第9条 防火管理者は、火災報知設備、避難設備、消火設備その他の防火管理に関する設備等について適正な機能を維持するため、定期的に点検検査を行わなければならない。

2 防火管理者は、前項の点検検査を実施したときは、その結果を記録しておかなければならない。

(火気物件等の使用)

第10条 企業団の庁舎において火気物件等を使用しようとする者又は危険物を搬入しようとする者は、火元管理責任者を經由して防火管理者の許可を受けなければならない。

(震災予防措置)

第11条 震災予防措置については、第9条第1項に基づく点検検査のほかにこれに併せて、次の事項について実施するものとする。

- (1) 建築物及び建築物に付随する施設物の落下等の検査及び補強措置
 - (2) 庁舎内に陳列、設置されている物件の転倒、落下防止対策の実施
- (地震発生時の措置)

第12条 地震が発生したときは、火気使用設備器具の使用を停止する等出火防止措置をし、防火管理者の指示に従い、避難等を行うものとする。

(地震後の安全措置)

第13条 火元管理責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検検査を行い、安全性を確認後、防火管理者に報告し、使用を開始させるものとする。

(改善措置)

第14条 火元管理責任者は、その管理に属する各室等について防火管理上改善を要する事項がある場合は、随時防火管理者に報告するものとする。

(消防機関との連絡)

第15条 防火管理者は、常に消防機関との連絡を密にし、防火管理の円滑を期さなければならぬ。

(各種団体等への適用)

第16条 この規則は、使用の許可を受けて庁舎を使用する者にも適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。